

次のとおり一般競争入札（最低価格落札方式）に付します。

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

(再度公告)令和8年度課題解決型支援事業の実施に伴う那覇公共職業安定所レイアウト変更に係る備品・書類の移設、備品等の廃棄作業

(2) 仕様

仕様書のとおり

(3) 履行期限

仕様書のとおり

(4) 履行場所

仕様書のとおり

2. 競争に参加できるものの資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。

(2) 令和7・8・9年度一般競争参加資格(全省庁統一資格)の九州・沖縄地域において「役務の提供」の「A」「B」又は「C」の等級に格付けされる者。

(3) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札提出期限の直近2年間（才及び力については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

ア 厚生年金保険

イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）

ウ 船員保険

エ 国民年金

オ 労働者災害補償保険

カ 雇用保険

(4) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行っていない者。

(5) 経営状態が著しく不健全であると認められない者

(6) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、または記載をしなかった者でないこと。

(7) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。（常用労働者数40人未満の企業は除く）

(8) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

(9) 「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」に基づき「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届け出ていること。（常用労働者数101人未満の事業主は除く）

(10) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(11) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

3. 入札説明及び入札参加申込みをする日時及び場所

(1) 入札説明書の交付 ※土日祝日を除く

日時 令和 8 年 1 月 8 日 (木) ~ 令和 8 年 1 月 15 日 (木) 9:00~17:00
場所 ① 沖縄労働局総務部総務課
(那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 4 階)
② 沖縄労働局ホームページからダウンロード可能。
※ ホームページからダウンロードを行った場合は、事前に必ず別添「入札関係書類受領書」を記載のメールアドレス宛に提出すること。

(2) 入札を希望する者は、令和 8 年 1 月 15 日 (木) 17:00 までに入札説明書・仕様書の交付を受け説明書の指定する提出書類を提出し入札参加申込みを終了すること。また、下記 4 (1) により紙入札を希望する者は、「紙入札参加申込書」を沖縄労働局総務部総務課会計第一係提出すること。

4. 入札

(1) 本案件は電子入札で行う。なお、電子調達システムにより入札しがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

(2) 入札書提出期限及び場所

日時 令和 8 年 1 月 16 日 (金) 12:00 まで

場所 紙入札により行う場合については、沖縄労働局総務部総務課会計第一係へ提出
(那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 4 階)

5. 開札

日時 令和 8 年 1 月 16 日 (金) 14:00

場所 沖縄労働局総務部総務課

(那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 4 階)

6. その他

(1) 入札保証金及び契約保証金 免除

(2) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(3) 入札の無効

上記 2 の競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 入札方法について

落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続きにおける交渉の有無 無

(7) 契約書の作成の有無 有

※原則、契約書の締結は電子契約による。

(8) 積算内訳書の作成の有無 有

(9) 詳細は入札説明書・仕様書による

(10) 入札参加者は、入札書の提出 (GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む) をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定) を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

(11) 問い合わせ先

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 (那覇第2地方合同庁舎1号館4階)
沖縄労働局総務部総務課会計第1係 担当 大城
電話 (098) 868-4003

以上公告する。

令和8年1月8日

支出負担行為担当官
沖縄労働局総務部長 松原 大

入札説明書

(再度公告)令和8年度課題解決型支援事業の実施に伴う那覇公共職業安定所レイアウト変更に係る備品・書類の移設、備品等の廃棄作業の入札等については、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)、その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官 沖縄労働局総務部長 松原 大

2. 競争入札に付する事項

(1) 件名

(再度公告)令和8年度課題解決型支援事業の実施に伴う那覇公共職業安定所レイアウト変更に係る備品・書類の移設、備品等の廃棄作業

(2) 仕様

仕様書のとおり

(3) 履行期限

仕様書のとおり

(4) 履行場所

仕様書のとおり

3. 競争に参加できるものの資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。

(2) 令和7・8・9年度一般競争参加資格(全省府統一資格)の九州・沖縄地域において「役務の提供」の「A」「B」又は「C」の等級に格付けされる者。

(3) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札提出期限の直近2年間(オ及びカについて2保険年度)の保険料について滞納がないこと。

ア 厚生年金保険

イ 健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)

ウ 船員保険

エ 国民年金

オ 労働者災害補償保険

カ 雇用保険

(4) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行っていない者。

(5) 経営状態が著しく不健全であると認められない者

(6) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、または記載をしなかつた者でないこと。

(7) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。(常用労働者数40人未満の企業は除く)

(8) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第9条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

(9) 「次世代育成支援対策推進法」「女性活躍推進法」に基づき「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届け出ていること。(常用労働者数101人未満の事業主は除く)

(10) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(11) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

4. 入札説明書の交付、及び入札参加申込みをする日時及び場所

(1) 入札説明書の交付 ※土日祝日を除く

日時 令和8年1月8日（木）～令和8年1月15日（木）9：00～17：00

場所 ①沖縄労働局総務部総務課

（那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階）

②沖縄労働局ホームページからダウンロード可能。

※ホームページからダウンロードを行った場合は、事前に必ず別添「入札関係書類受領書」を記載のメールアドレス宛に提出すること。

(2) 入札を希望する者は、仕様書の交付を受け令和8年1月15日（木）17：00までに説明書の指定する提出書類を提出し入札参加申込みを終了すること。また、下記5（1）により紙入札を希望する者は、「紙入札参加申込書」を沖縄労働局総務部総務課会計第一係へ提出すること。

5. 入札

(1) 本案件は電子入札で行う。なお、電子調達システムにより入札しがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

(2) 入札を行う場合、電子調達システムによる場合は別添1により、紙入札による場合は、別添2により沖縄労働局総務部総務課会計第一係に提出すること

(3) この入札に参加を希望する者は、入札参加申込書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない（別紙2、2-2）

(4) 入札日時及び場所

日時 令和8年1月16日（金）12：00まで

場所 紙入札により行う場合については、沖縄労働局総務部総務課会計第一係へ提出
（那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎4階）

6. 開札

(1) 開札日時及び場所

日時 令和8年1月16日（金）14：00

場所 沖縄労働局総務部総務課

（那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階）

(2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立会いは不要であるが、入札者又はその代理人は開札時刻には端末の前で待機しておくものとする

(3) 紙による入札の場合

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に係る職員を立ち会わせて行う。

(4) 再入札の取扱

開札した場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限の範囲内での入札がないときは再度入札を行うものとする。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度入札を行うものとする。

7. その他

(1) 入札保証金及び契約保証金 免除

(2) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(3) 入札の無効

上記3の競争参加資格のない者のした入札、5（3）の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったとき、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札に関する条件に違反した入札とは、入札説明書、仕様書及び配布書類に示された内容に違反する入札をいう。

(4) 入札の方法について

落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業

者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(5)落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(6)手続きにおける交渉の有無 無

(7)契約書の作成の有無 有

※原則、契約書の締結は電子契約によること。

(8)積算内訳書の作成の有無 有

(9)入札参加者は、入札書の提出 (GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む) をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定) を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

(10) 問合せ先

〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 (那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 4 階)
沖縄労働局総務部総務課会計第 1 係 担当 大城
電話 (098) 868-4003

一般競争入札参加申込書（電子入札・紙入札業者共用）

1. 件名：（再度公告）令和8年度課題解決型支援事業の実施に伴う那覇公共職業安定所レイアウト変更に係る備品・書類の移設、備品等の廃棄作業

2. 競争に参加する者に必要な資格等に関する事項について

- | | |
|---|--------------------------|
| (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。 | はい・いいえ |
| (2) 令和7・8・9年度一般競争参加資格（全省府統一資格）における等級
九州・沖縄地域「役務の提供」 | 「 」等級 |
| (3) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行っていない者。 | はい・いいえ |
| (4) 経営状態が著しく不健全であると認められない者。 | はい・いいえ |
| (5) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、
または記載をしなかった者ではないこと。 | はい・いいえ |
| (6) 労働保険・社会保険の制度が適用されるものにあっては、これに加入し滞納がない者 | はい・いいえ |
| (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率を達成していること、
又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて
て障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。（常用労働者数40人未満の企業は対象外） | はい・いいえ
・対象外 |
| (8) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条に基づく
高年齢者雇用確保措置を講じていること。 | はい・いいえ |
| (9) 「一般事業主行動計画」、を策定し都道府県労働局に届け出ていること。
ア「次世代育成支援対策推進法」（常用労働者数101人未満の事業主は対象外）
イ「女性活躍推進法」（常用労働者数101人未満の事業主は対象外） | はい・いいえ・対象外
はい・いいえ・対象外 |

* 事業所の常用労働者的人数 常用労働者数()人

3. 厚生労働省所管法令に関する申告について

下記（1）から（4）の内容について誓約いたします。

この誓約に虚偽があつたことが判明した場合又は報告すべき事項を報告しなかつたことが判明した場合には、契約が解除されることなど当方が不利益を被ることになつても、異議は一切申し立てません。

- (1) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (2) 過去1年間に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- (3) 契約締結後、当社は又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- (4) 上記(1)～(3)について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日
支出負担行為担当官
沖縄労働局総務部長 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

誓 約 書

□ 私

□ 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはあります。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者(理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2. 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所(又は所在地)

社名及び代表者名

印

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

役員名簿

役員氏名	生年月日
	大正 昭和 年 月 日 平成

参考様式です。役員一覧と各役員の生年月日がわかる一覧であれば別様式でも可

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加の停止処分を受けることに異議はありません。

令和　　年　　月　　日
住　所
商　号
代表者

印

支出負担行為担当官
沖縄労働局総務部長 殿

※直近の納付事実を確認できるもの（領収等の写し）を添付して下さい。

紙入札参加願

弊社は、下記入札案件における電子調達システムを利用しての入札に参加できなかったため、紙入札方式での入札参加を希望します。

理由

[]

記

件名 : (再度公告)令和8年度課題解決型支援事業の実施に伴う那覇公共職業安定所レイアウト変更に係る備品・書類の移設、備品等の廃棄作業

令和 年 月 日

参加者 住所

商号

氏名

印

支出負担行為担当官

沖縄労働局総務部長 殿

3. 紙入札業者情報

※(1) ~ (13)まで、空欄の無いよう記入すること。

(1) 法人番号	
(2) 企業名称	
(3) 住所・郵便番号	〒
(4) 代表者氏名	
(5) 代表者役職	
(6) 代表電話番号	
(7) 代表FAX番号	
(8) 担当者所属名称	
(9) 担当者氏名	
(10) 担当者所屬住所等	〒
(11) 担当者電話番号	
(12) 担当者FAX番号	
(13) 担当者メールアドレス	

入札書

入札金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
件名	(再度公告)令和8年度課題解決型支援事業の実施に伴う那覇公共職業安定所レイアウト変更に係る備品・書類の移設、備品等の廃棄作業								
<p>上記の金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって請負いたしますので、ご提示の仕様書及び契約条項、ご指示の事項を承知して入札いたします。</p>									
<p>令和 年 月 日</p>									
<p>入札者 住所 商号 氏名 印 (代理人氏名)</p>									
<p>支出負担行為担当官 沖縄労働局総務部長 殿</p>									

別紙5－2 入札金額内訳書

件名：(再度公告)令和8年度課題解決型支援事業の実施に伴う那覇公共職業安定所レイアウト変更に係る備品・書類の移設、備品等の廃棄作業

No	摘要	数量(①)	単位	単価(②)	合計金額（税抜） ①×②
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
合計（税抜）					

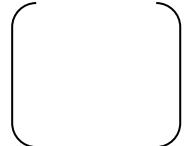
委任状

私は、を代理人と定め、下記の事項の
入札に関する一切の権限を委任いたします。

記

1. 件名 (再度公告)令和8年度課題解決型支援事業の実施に伴う那覇公共職業安定所レイアウト変更に係る備品・書類の移設、備品等の廃棄作業

2. 代理人使用印



令和 年 月 日

委任者 住 所

商 号 印

代表者

支出負担行為担当官

沖縄労働局総務部長 殿

電子調達システムによる場合の提出書類

令和 8 年 1 月 15 日 17 : 00 まで

1. 一般競争入札参加申込書（電子入札・紙入札業者共用）（別紙 1）
2. 誓約書（別紙 2， 2－2）
3. 令和 7・8・9 年度一般競争参加資格の種類「役務の提供」九州・沖縄地域の競争参加資格の写し
4. 保険料納付に係る申立書（別紙 3）及び直近の納付事実を確認できるもの（領収等）
＊上記に代えて「社会保険料納入確認書」（証明可能な直近の過去 2 年間対象期間とすること）及び「労働保険証明願い」（2 保険年度に支払うべき労働保険料分）でも可
5. 障害者雇用状況報告書の写し（直近のもの）（常用労働者数 40 名以上の場合）
6. 高齢者雇用状況報告書の写し、報告対象となっていない者は就業規則の写し
7. 一般事業主行動計画策定届の写し「次世代育成支援対策推進法」「女性活躍推進法」（常用労働者数 101 名以上の場合）

※上記 1 から 7 までの添付書類をスキャナ等により電子データ化したものを電子調達システムに添付すること。

令和 8 年 1 月 16 日 12 : 00 まで

1. 入札金額内訳書（別紙 5-2）をスキャナ等により電子データ化したものを電子調達システムにより添付するか、データの容量が大きく電子調達システムによって送信できない場合は、下記の電子メールアドレスへ送信する。

送信先電子メールアドレス

ooshiro-taishi.pn6@mhlw.go.jp

別添 2

紙入札による場合の提出書類・手続

令和 8 年 1 月 15 日 17:00 まで

1. 一般競争入札参加申込書（電子入札・紙入札業者共用）（別紙 1）
2. 誓約書（別紙 2、2-2）
3. 令和 7・8・9・年度一般競争参加資格の種類「役務の提供」九州・沖縄地域の競争参加資格の写し
4. 保険料納付に係る申立書（別紙 3）及び直近の納付事実を確認できるもの（領収等）
＊上記に代えて「社会保険料納入確認書」（証明可能な直近の過去 2 年間対象期間とすること）及び「労働保険証明願い」（2 保険年度に支払うべき労働保険料分）でも可
5. 障害者雇用状況報告書の写し（直近のもの）（常用労働者数 40 名以上の場合）
6. 高齢者雇用状況報告書の写し、報告対象となっていない者は就業規則の写し
7. 一般事業主行動計画策定届の写し「次世代育成支援対策推進法」「女性活躍推進法」（常用労働者数 101 名以上の場合）
8. 紙入札参加願（別紙 4、別紙 4-2）

令和 8 年 1 月 16 日 12:00 まで

10. 入札書（別紙 5）
11. 入札金額内訳書（別紙 5-2）
12. 委任状（代理人入札の場合）

} ※10. 11. 12 は封筒に入れて提出

令和 8 年 1 月 16 日 14:00

印鑑（代表者の場合は代表者印・代理人の場合は代理人の印）再入札の場合に必要
(事前に押印した入札書様式でも可)

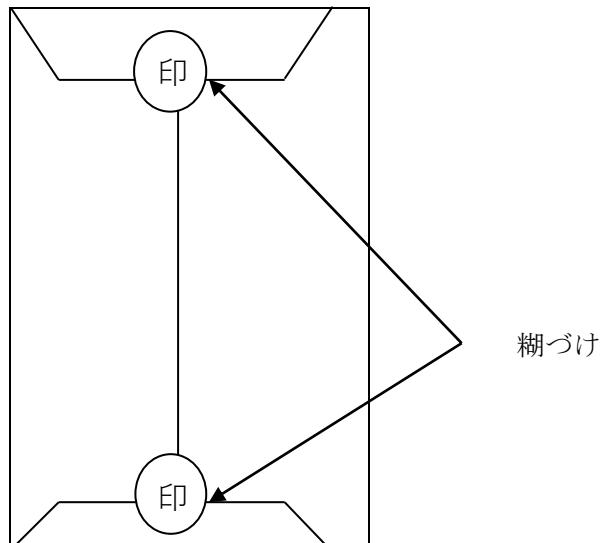
*入札にあたっては、下記のとおり記載した封筒により提出下さい。

封筒の糊付け位置には必ず「割印」を押印すること。

封筒の表

件名
「(再度公告)令和 8 年度課題解決型支援事業の実施に伴う那覇公共職業安定所レイアウト変更に係る備品・書類の移設、備品等の廃棄作業」
支出負担行為担当官 沖縄労働局総務部長 殿

封筒裏（糊づけ）



入札注意事項

入札にあたっては、下記の事項を熟読のうえ行なってください。

(入札心得)

1. 入札は、原則として本人が行なうこと。
2. 入札書及び委任状は、定められたものを使用すること。
3. 代理人が入札をしようとするときは、必ず委任状を提出すること。
4. 入札者の記名、押印、入札事項、日付等誤りがないよう確認すること。
5. 入札額の基となる入札内訳書について、積算誤り等がないように記入、作成すること。
6. 入札者は、入札書をいったん入札函に投入した後は開札の前後を問わず、引き換え・変更又は取消することはできないこと。

(入札の無効)

1. 競争に参加資格を有しない者が行った入札。
2. 委任状を持参しない代理人が行った入札。
3. 入札書の表記金額を訂正した入札。
4. 入札書の表記金額、氏名、印影または重要な文字に誤字がみられ、不明瞭な入札。
5. 入札条件に違反した入札。
6. 談合その他不正の行為があった入札。

参考

予算決算及び会計令第七十条 第七十一条

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。※
- 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。※
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

入札関係書類受領書

【メール送信票】

沖縄労働局 総務部 総務課 会計第一係 大城 太志

(メールアドレス : ooshiro-taishi.pn6@mhlw.go.jp)

入札件名	(再度公告) 令和8年度課題解決型支援事業の実施に伴う那覇公共職業安定所レイアウト変更に係る備品・書類の移設、備品等の廃棄作業	
参加入札方式 (いづれかに○)	電子入札	紙入札
受領日 (ダウンロード日)		
会社名		
担当者名		
担当者電話番号		
備考		

※ 入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合は、本票に記載の上、上記メールアドレスに必ず送信してください。

※ 本票は、急な仕様の変更等を行った場合に、担当者様にご連絡する際に使用します。



利用開始方法

□ <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/beginner.html>

政府電子調達(GEPS)を利用するには、「初めてご利用になる方へ」(上記URL)をご覧いただき、STEP1～STEP3までの手順を実施していただく必要があります。

STEP1 全省庁統一資格の取得

入札に必要な資格を取得します。

調達ポータルで取得できる資格は「物品・役務(全省庁統一資格)」の区分のものです。

全省庁統一資格を取得すると、各省庁における物品・役務の製造・販売等に係る一般競争(指名競争)の入札に参加できるようになります。

※簡易な公共事業の入札には、各省庁が定める個別の資格を取得する必要があります。

STEP2 電子証明書の取得

調達ポータルでは電子証明書を利用した認証を行っています。

法人・個人事業主等、組織に所属する代表者等名義の電子証明書をご準備ください。(詳細は各認証局へお問い合わせください。)

電子証明書は「初めてご利用になる方へ」に記載の対応認証局で取得できます。(取得に必要な手続き等は、各認証局のホームページをご確認ください。)

個人事業主または電子委任状を登録済の代理人のみ、電子証明書を取得しなくてもマイナンバーカードが利用できます。

(一部の機能は電子証明書がなくても利用できます。)

STEP3 環境設定・利用者登録

●パソコンのセットアップ

お使いのパソコンにプラグイン等をインストールして、ブラウザーを設定します。

「初めてご利用になる方へ」の操作マニュアルに従って設定してください。

●利用者登録

調達ポータルに利用者を登録します。

調達ポータルを初めて利用するためには、組織に所属する代表者(代表取締役社長等)の利用者登録が必要です。

また、電子委任状を登録済みの代理人の場合は、代表者なしで利用者登録が可能です。

お問合せ先

■ご不明な点については、下記URLのFAQをご参照ください。



□ <https://www.p-portal.go.jp/faq>

■FAQをご確認いただいても問題を解決できない場合は、下記ヘルプデスクまでお問い合わせください。

●調達ポータル・電子調達システムに関するお問い合わせ

ナビダイヤル ☎ 0570-000-683

IP電話等 ☎ 03-4332-7803

受付時間:平日 9時00分～17時30分

国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除きます。
その他、FAX又はメールでのお問合せも受付けています。

●統一資格に関するお問い合わせ(全省庁統一資格事務処理センター)

IP電話等 ☎ 03-5511-1155

受付時間:平日 9時30分～17時30分

国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除きます。
FAX、メールでのお問合せは受付けておりません。



政府電子調達(GEPS)

ジープス

便利でお得 調達手続きは「GEPS」

調達情報の確認、入札、契約、請求等を、
インターネットを利用して行うことができます。

GEPSは
調達ポータルに
統合され、
さらに便利に
なりました。



詳細はポータルサイトをご覧ください

調達ポータル

検索





本システムについて

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/outline.html>

本システムは、調達案件の検索、電子入札・契約等の一連の手続きをオンラインで行うことができる府省庁共通のシステムです。

利用府省等

内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、検察庁、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、スポーツ庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、特許庁、中小企業庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

*府省等により、対象案件の範囲など異なる場合があります。詳細については、各府省等にお問い合わせください。

対象契約

「物品役務」および「一部の公共事業」の調達における入札・開札、契約、受注、納入検査、請求などの調達手続きに係る一連の業務が対象となります。

なお、以下の業務は対象外です。

● 物品役務のうち特殊なもの

政府所有米麦等の業務／在外公館等海外における業務／無償による物品・役務／防衛省の装備品等特殊なもの

● 本格的な公共事業

競争参加資格審査において客観的事項（経営規模、経営状況等）のほか、発注者が独自に主観的事項（工事実績、総合評価の技術評価点等）の審査等を行う事業。当該業務を使う主な発注者は次のとおり。

内閣府沖縄総合事務局開発建設部／文部科学省大臣官房文教施設企画部／農林水産省地方農政局／国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局／防衛省装備施設本部、地方防衛局（施設部門に限る）



ご利用のメリット

政府調達の一連の業務をワンストップでできる！



ワンストップで手続き可能

全省庁統一資格申請から調達案件の検索、入札、契約、請求までの一連の業務を調達ポータルから行えます。



移動や郵送費の削減

簡単に遠方や複数の同時調達案件に参加する事ができ、書類の発送が不要です。



常時利用可能*

インターネット環境があれば、いつでもどこでも利用する事が可能です。

*システムメンテナンス時を除きます。



書類保管費の削減

電子管理のため、バインダーや書棚などの書類保管に関する費用を削減できます。



印紙税が不要

電子手続では印紙税法の課税物件が存在しないため、印紙税納付がありません。



印鑑が不要*

電子署名により手続きの担保をシステム側で行うため、印鑑が不要です。

*法令で義務のある場合を除きます。

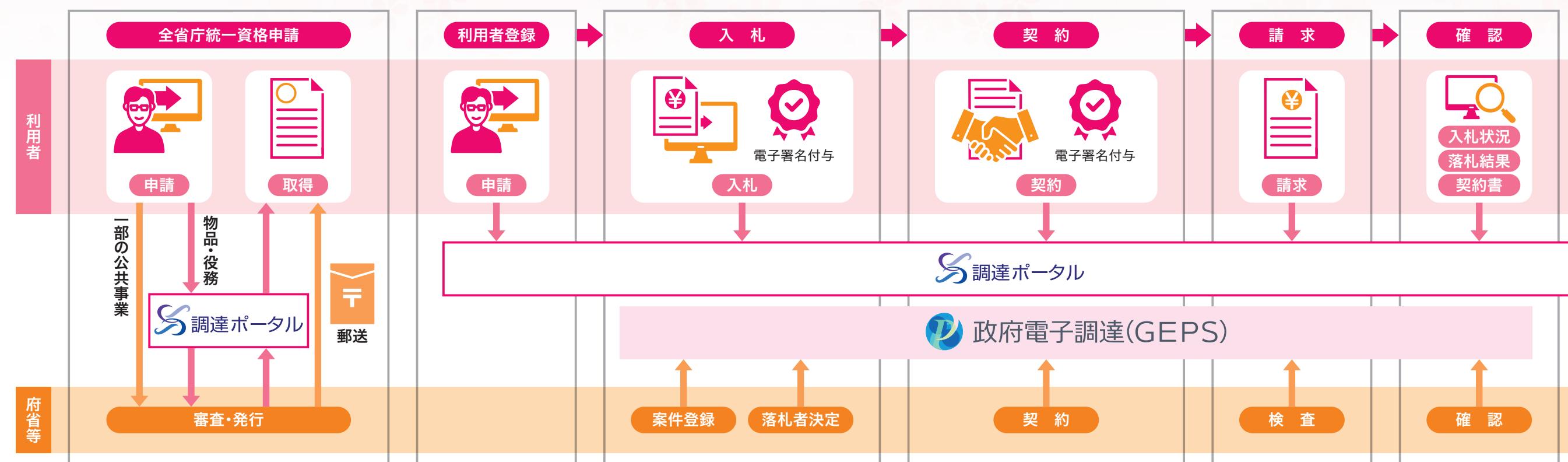


全省庁統一資格申請から入札・契約・請求・確認までの流れ

全省庁統一資格申請から入札、契約、請求までワンストップでできます。

なお、調達ポータルからは、全省庁統一資格の申請が可能です。

ただし、簡易な公共事業の入札には、各省庁が定める個別の資格が必要です。



仕様書

・件名

(再度公告)令和8年度課題解決型支援事業の実施に伴う那覇公共職業安定所レイアウト変更に係る備品・書類の移設、備品等の廃棄作業について

・移設期間

令和8年2月20日（金）～23日（月）※2月20日は業務時間後に開始（17：15以降）

・業務内容

（概要）

那覇公共職業安定所（那覇市おもろまち1-3-25）庁舎内レイアウト変更（1階・4階）

・事前準備

令和8年1月26日（月）までに指定する場所へ、A4文書保存箱サイズのダンボール箱830箱を納入すること。

※分割納品可能（可能な限り早期納品を希望する。）

・移設作業

① 別紙1の物品（什器・備品、書類）を、別紙2のレイアウト図に従って移設すること。パーテーション、カウンター、パネル等の解体・設置含む。

② ①における物品の他、書類等については、那覇所にてダンボール（A4文書保存箱）に箱詰めし、移動先を明示したうえで各部門内に積み置きしているため、物品と同様に移動すること。一部、庁舎外倉庫への運搬あり。

（庁舎外倉庫：南部国道事務所 那覇市港町2-8-14 運搬物については、現場担当者と調整すること。）

③ ハローワークシステム端末機器は、別紙3レイアウト図のとおりに移設。ただし、機器の配線取り外し、端末撤去、接続および動作確認は別途指定された業者が行う。

カウンター設置・工事等が終了するまで別紙4待避場所へ移動し、工事終

了後に、指定場所へ移動を行う。デスクトップ端末については、①本体②モニター③キーボード④マウス⑤手元スキャナー⑥ICカードリーダー⑦マウスパットがセットとなっており、部品が紛れ込まないようダンボールに梱包すること。

(移動台数)

- ・デスクトップ端末：104台（うち4台は4階から1階へ）
- ・小型プリンター：9台（うち2台は、1階から4階へ）※梱包不要
- ・大型プリンター：2台※梱包不要

④ 不要品の廃棄及び倉庫への運搬作業

別紙1を参考

⑤ 梱包資材の手配・納品及び作業終了後の梱包資材の回収・処分

- ・A4文書保存箱(W430×D325×H268)：830箱
- ・システム機器梱包ダンボール(W50.5×H30.5×D34.5)：104箱
- ・ガムテープ、エアキャップ

⑥ レイアウト図を作成し提出（CADデータ及びPDFデータ）

CADデータについては、フリーソフトでも加工が可能なもの

・施設の養生

- ① 搬入搬出にあたり、備品、什器類のほか、庁舎内において損傷の危険のあるところについて必要に応じ養生を行うこと。
- ② パソコン機器、ハローワークシステム機器の移動・運搬に関しては、細心の注意を払うこと。

・再委託

- ① 契約者は、本業務の全部を一括して第三者（契約者の子会社（会社法第2条第1項第3号に規定する子会社という。）を含む。以下同じ）に再委託することはできない。
- ② 契約業者は、本業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分

を再委託することはできない。

- ③ 契約者は、本業務の一部を再委託する場合は、原則としてあらかじめ再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに契約金額等について書面より申し出た上で、沖縄労働局の承認を得なければならない。
- ④ 契約業者は、本業務の一部を再委託する場合には、再委託した業務に伴う再委託先の行為について、沖縄労働局に対してすべての責任を負うものとする。また、本業務の実施にあたり遵守すべき事項について、再委託先は契約業者と同様の業務を負うものとする。

・その他

- ① 物品、機器等については若干の増減があることを考慮し、別紙1「移動・撤去備品等一覧表」等において明かでない物品については、当日那覇所担当者の指示に従い移設すること。
- ② 現地確認を行う場合は、那覇所庶務課に事前連絡のうえ行うこと
(TEL 098-916-6200)
- ③ 作業の全工程に係る全体の統括責任者を配置すること。
- ④ 移設・運搬品の滅失、損傷その他の事故並びに建物の損傷で、受注者の責めに帰すべき事由により生じた損害は、直ちに担当者へ連絡し、担当者の指示するとおり受注者の負担において修理あるいは新品と取り替えること。
- ⑤ キャビネット類の耐震補修作業については、床板や壁面に穴をあけない方法で行うこと。(万が一、上記作業が必要な場合があれば現場担当者に協議し許可を得たうえで行うこと。当該作業後に補修等を行い原状回復すること)
- ⑥ 業務が完了したときは、後始末、清掃を完全に実施し、那覇所担当者の確認を受けること。
- ⑦ 当該移設作業と併せて、その他の関係工事が行われるため、作業工程会議を実施し、各々の関係契約業者と事前の作業工程の調整を行い、「作業工程表」を作成すること。

・作業完了の報告

契約業者は、作業完了後に現場検査職員の検査を受け、検査に合格することで業務完了とし、請求書を総務課会計1係に提出すること。

また、作業結果の写真をエクセルシートに貼り付け、エクセルファイルとして、沖縄労働局・総務課あてに報告すること。報告期限は工事終了後 10 日以内とする。

・別添資料

- 別紙 1 移動・撤去備品等一覧表
- 別紙 2 階（場所）別 物品レイアウト変更図（前・後）
- 別紙 3 ハローワークシステム端末機器配置図（前・後）
- 別紙 4 待避場所

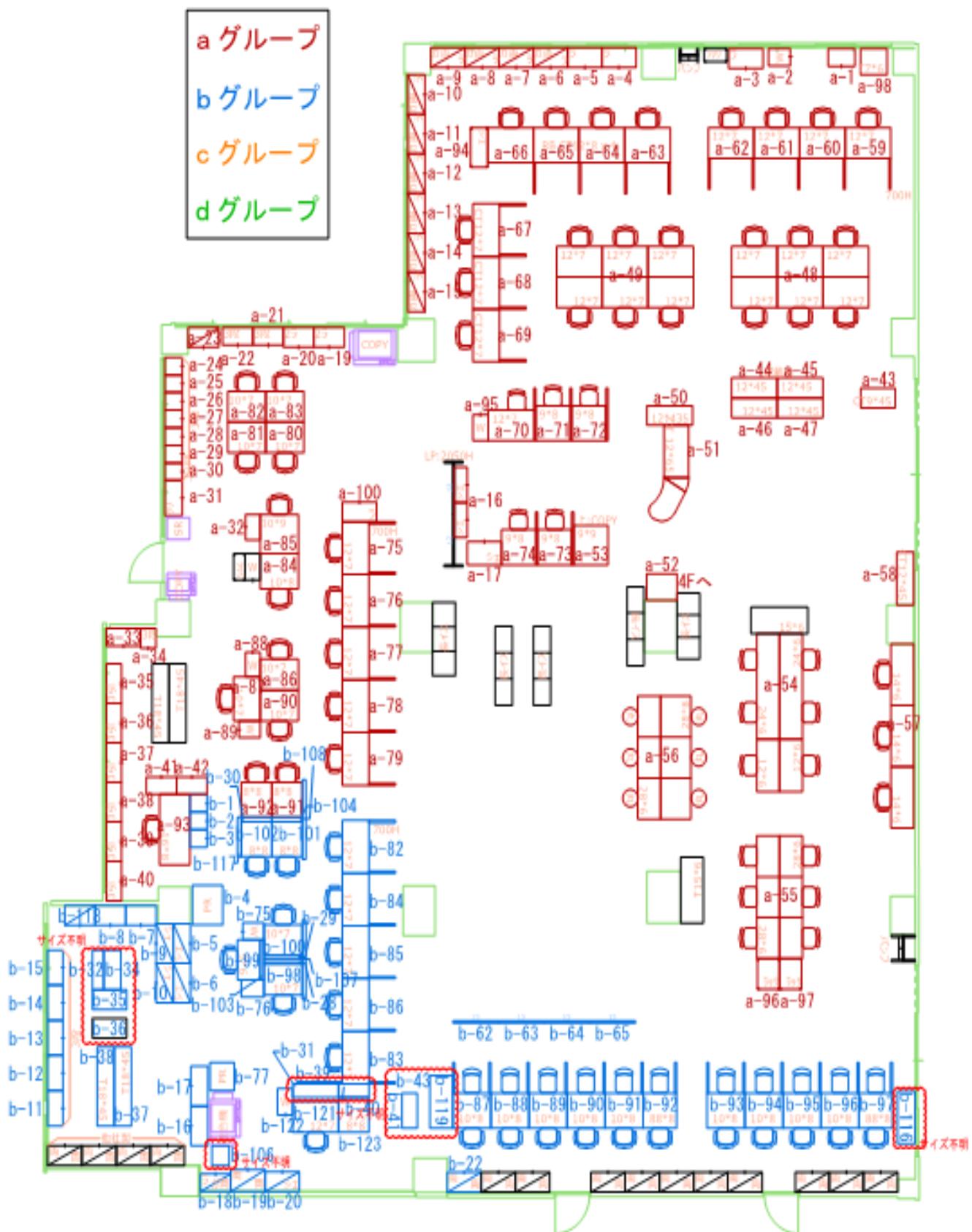
移動・撤去備品等一覧表

階	部門	グループ	品目	フロア内移動	別フロア移動	撤去
1 F 相 1 部 門	a		カウンター	10	1	
			キャビネット	2		
			検索機用デスク	3		2
			棚	2		
			机	8		5
			窓口カウンター	5		2
			ラック	2		
			脇机	4		
			検索機用イス			30
			計	36	1	39
1 F 相 2 部 門	b		カウンター	5	12	
			パーテーション		7	1
			机	2	6	3
			P C 台		5	
			脇机		3	
			ラック・ワゴン		3	
			パンフレットスタンド		9	
			キャビ・棚		2	5
			カラーBOX		1	
			立て看板		1	
			ホワイトボード		1	
			椅子	18	23	
			A4書類保存箱		252	
			計	25	325	9
4 F 企 画 部 門	c		ラック		7	
			ワゴン		1	
			キャビネット	7	7	12
			本棚			3
			受付箱		1	
			カウンター		4	
			ソファ			3
			パーテーション			2
			パンフレット置き		4	

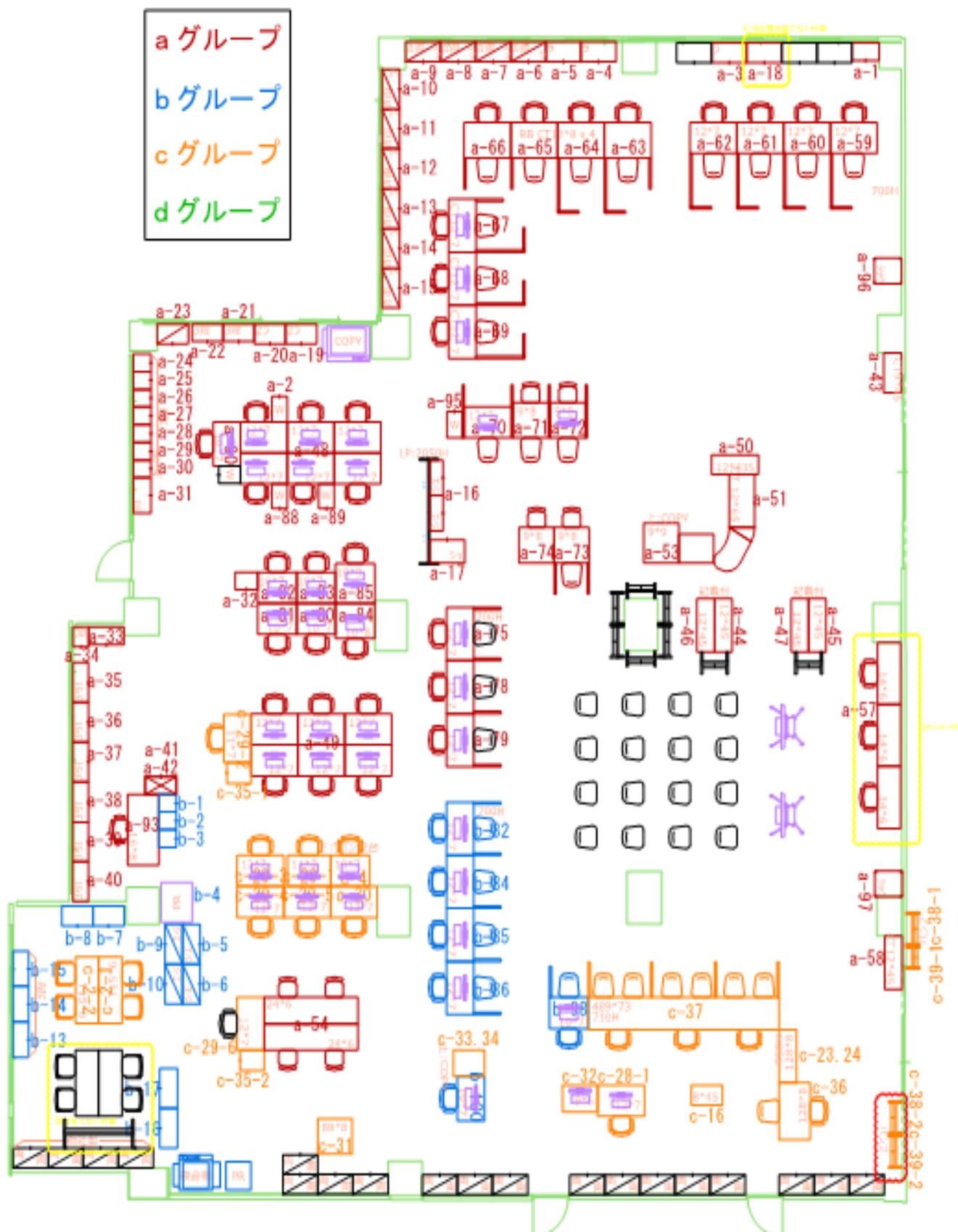
移動・撤去備品等一覧表

階	部門	グループ	品目	フロア内移動	別フロア移動	撤去
1F	「」	d	プリンター		1	
			机		19	8
			脇机		11	
			椅子	4	29	1
			A4書類保存箱		150	
			計	7	234	28
4F	適用課	d	受付			1
			記載台	4		
			窓口カウンター	1		3
			机			3
			キャビネット	11		10
			ラック			6
			脇机	1		1
			パンフレットスタンド	1		
			A4書類保存箱	85	105	
			A4書類保存箱（庁舎外倉庫）		235	
			計	103	340	24

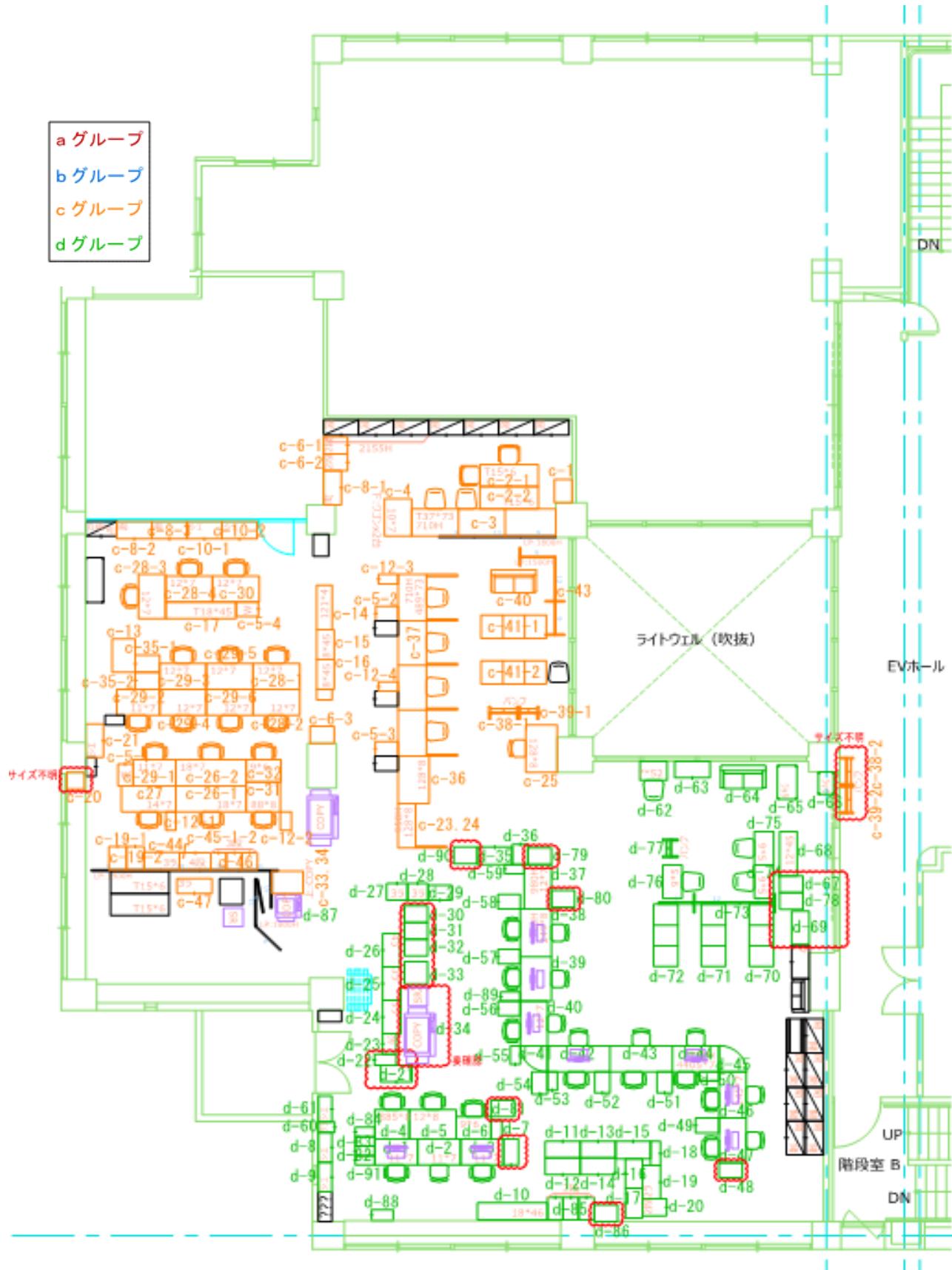
1F 現状図 (レイアウト変更前)



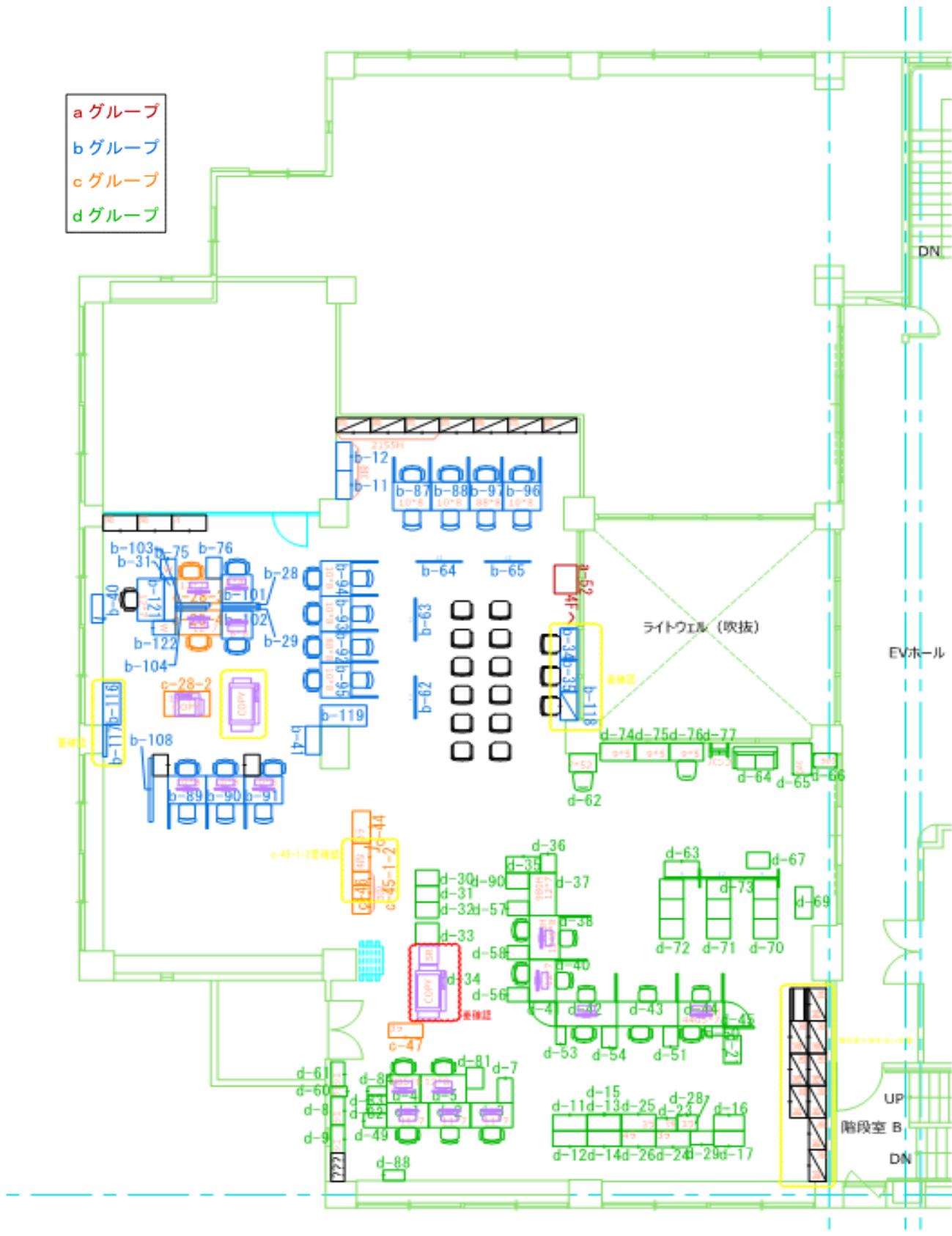
1F 計画図 (レイアウト変更後)



4F 現状図 (レイアウト変更前)



4F 計画図 (レイアウト変更後)



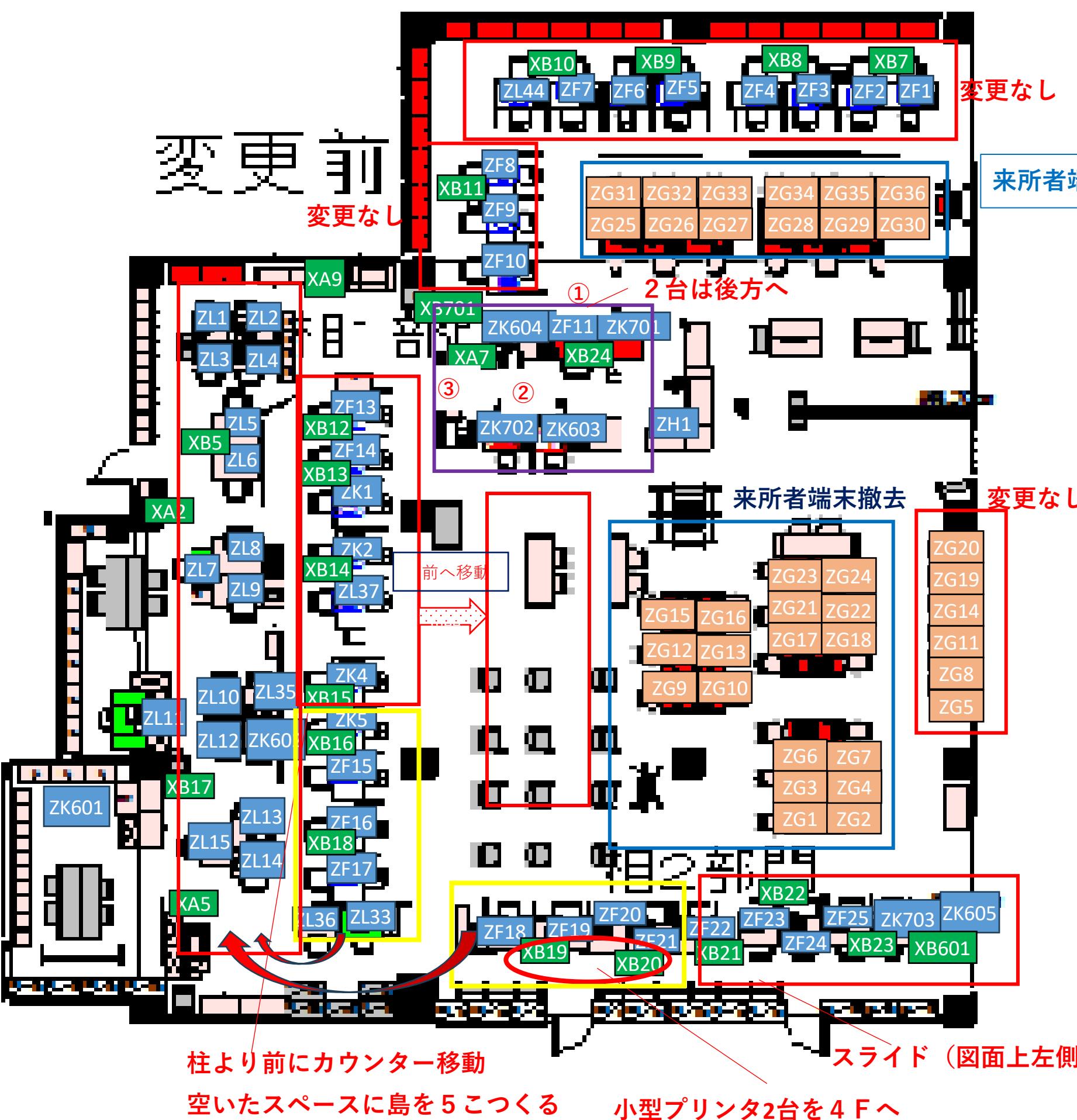
那覇公共職業安定所 1階 新旧レイアウト図

別紙3

旧レイアウト図

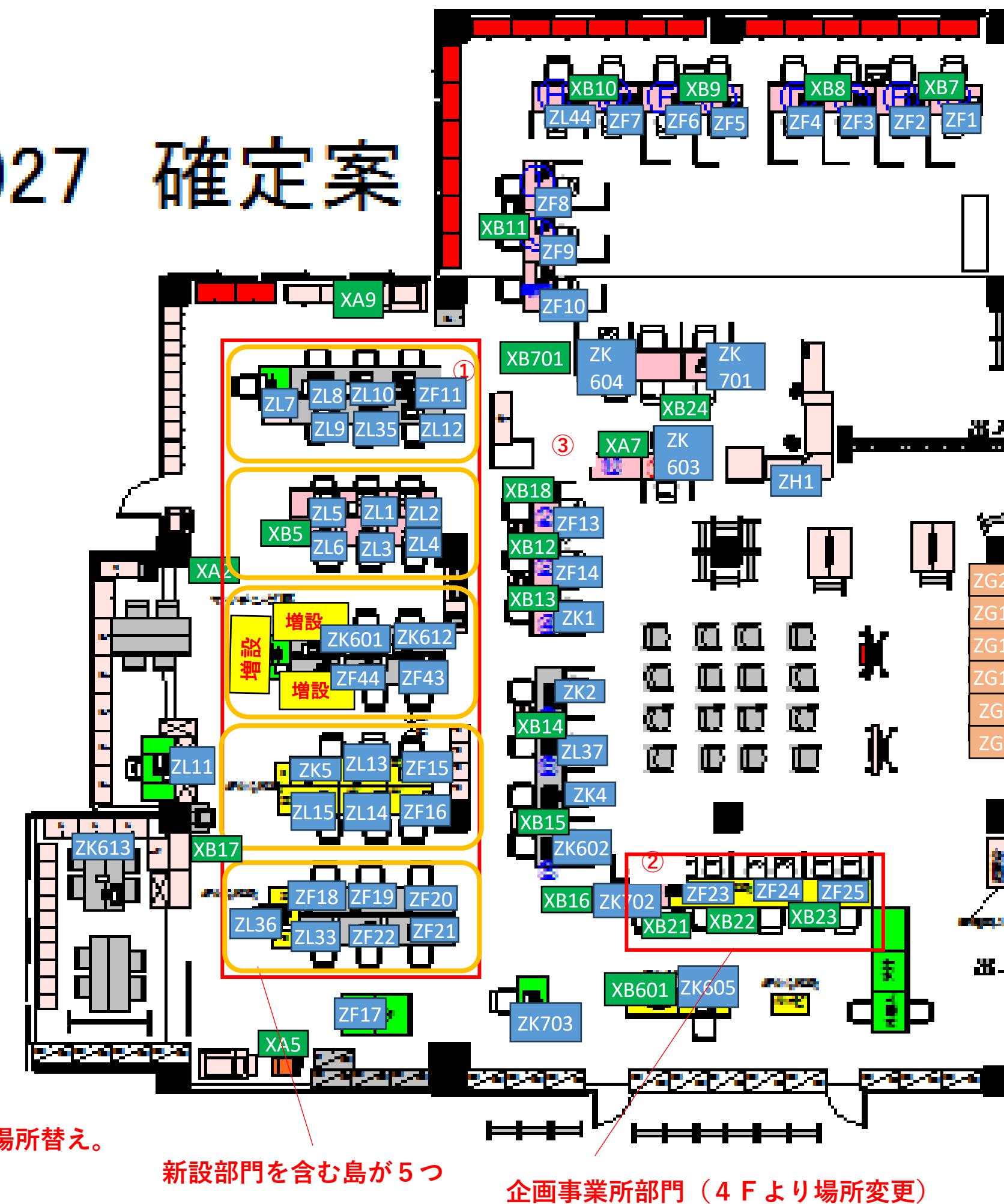
新レイアウト図

1階レイアウト



1027 確定案

1階レイアウト

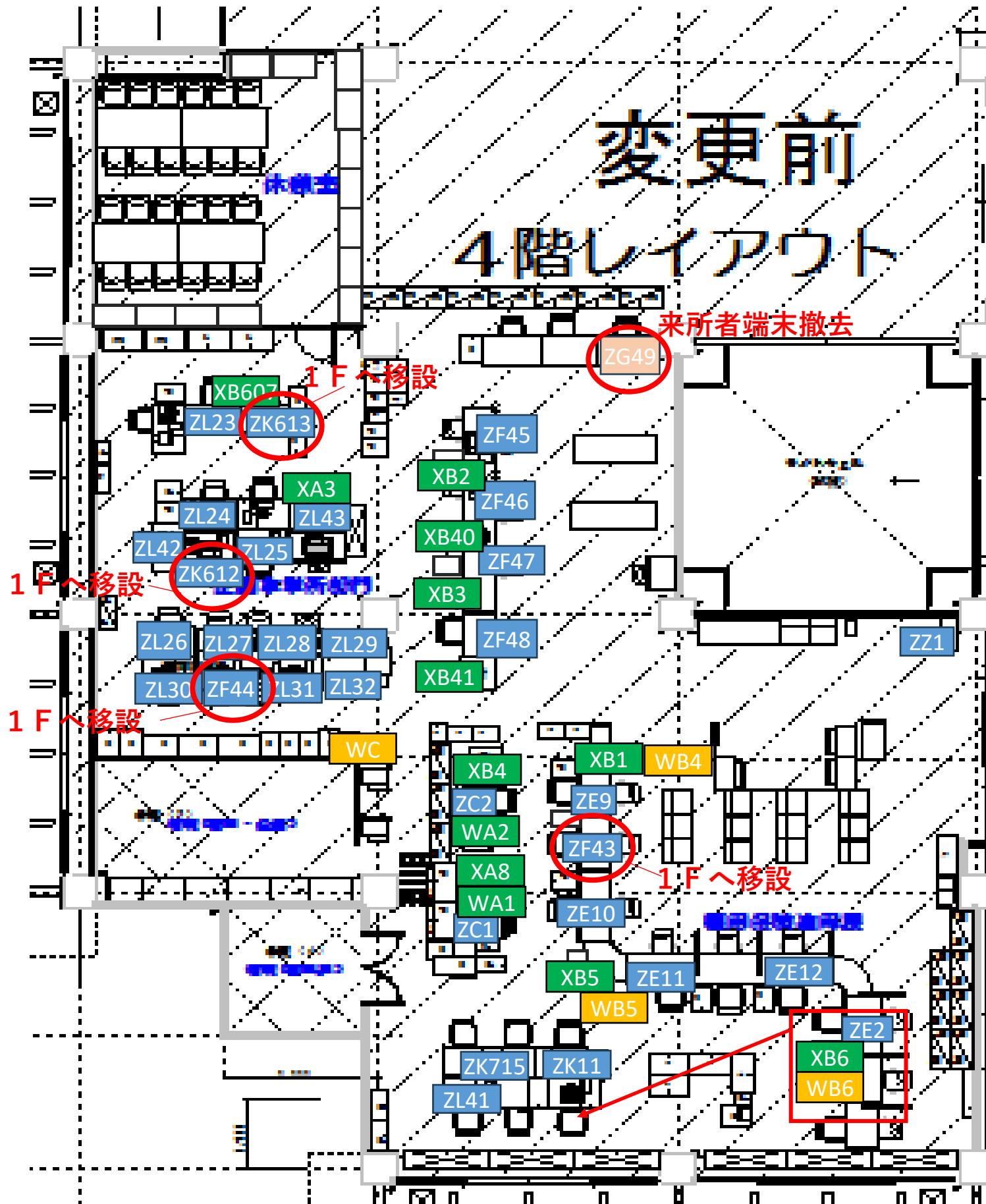


課題解決事業の実施によるレイアウト変更の概要（1階）

- ① 1F「職業相談第2部門」と4F「求人企画部門」の場所を入れ替え
 - ② 来所者端末の撤去
 - ③ 窓口カウンターを前方に数メートル出す
 - ④ 空いた後方スペースに島を5つつくる（新設部門含む）

那覇公共職業安定所 4階 新旧レイアウト図

旧レイアウト図

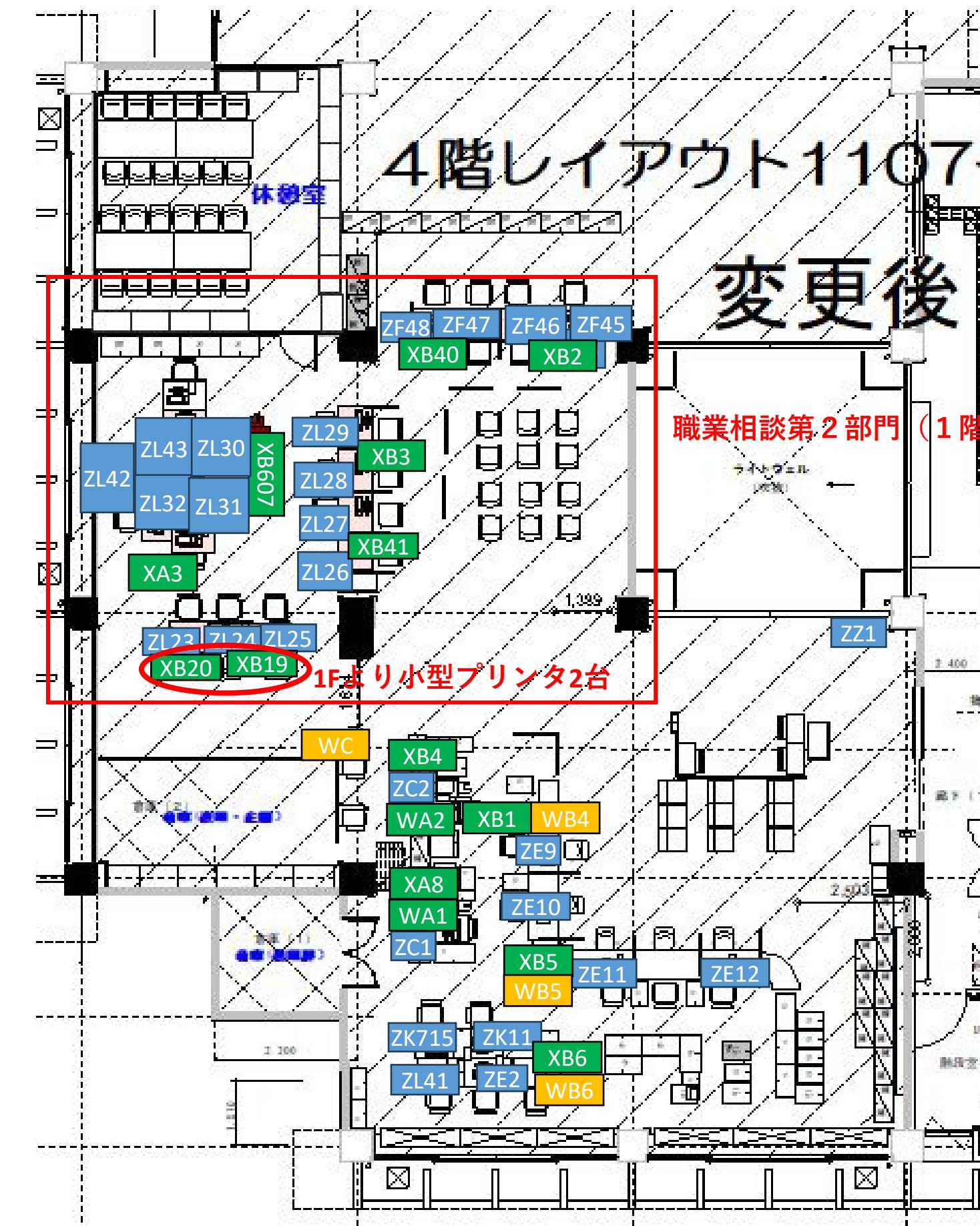


適用課

カウンター撤去により、端末は後方へ移動

新レイアウト図

※小型プリンタを1階から2台窓口へ移動(XB19/XB20)

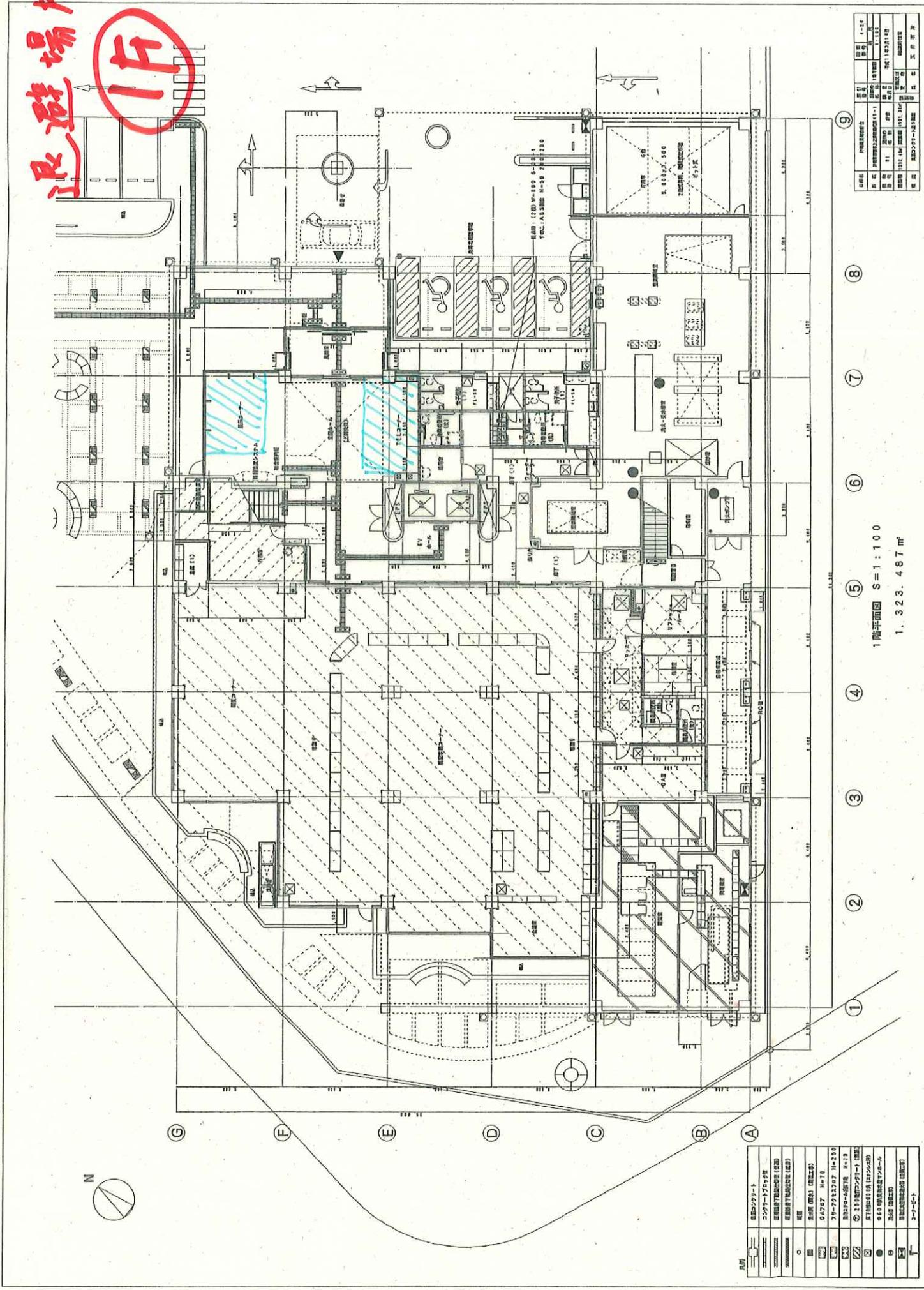


課題解決事業の実施によるレイアウト変更の概要（4階）

- ① 1F「職業相談第2部門」と4F「求人企画部門」の場所を入れ替え
 - ②来所者端末の撤去（1台）
 - ③適用課の窓口カウンター撤去にともない端末を後方へ移設

別紙4

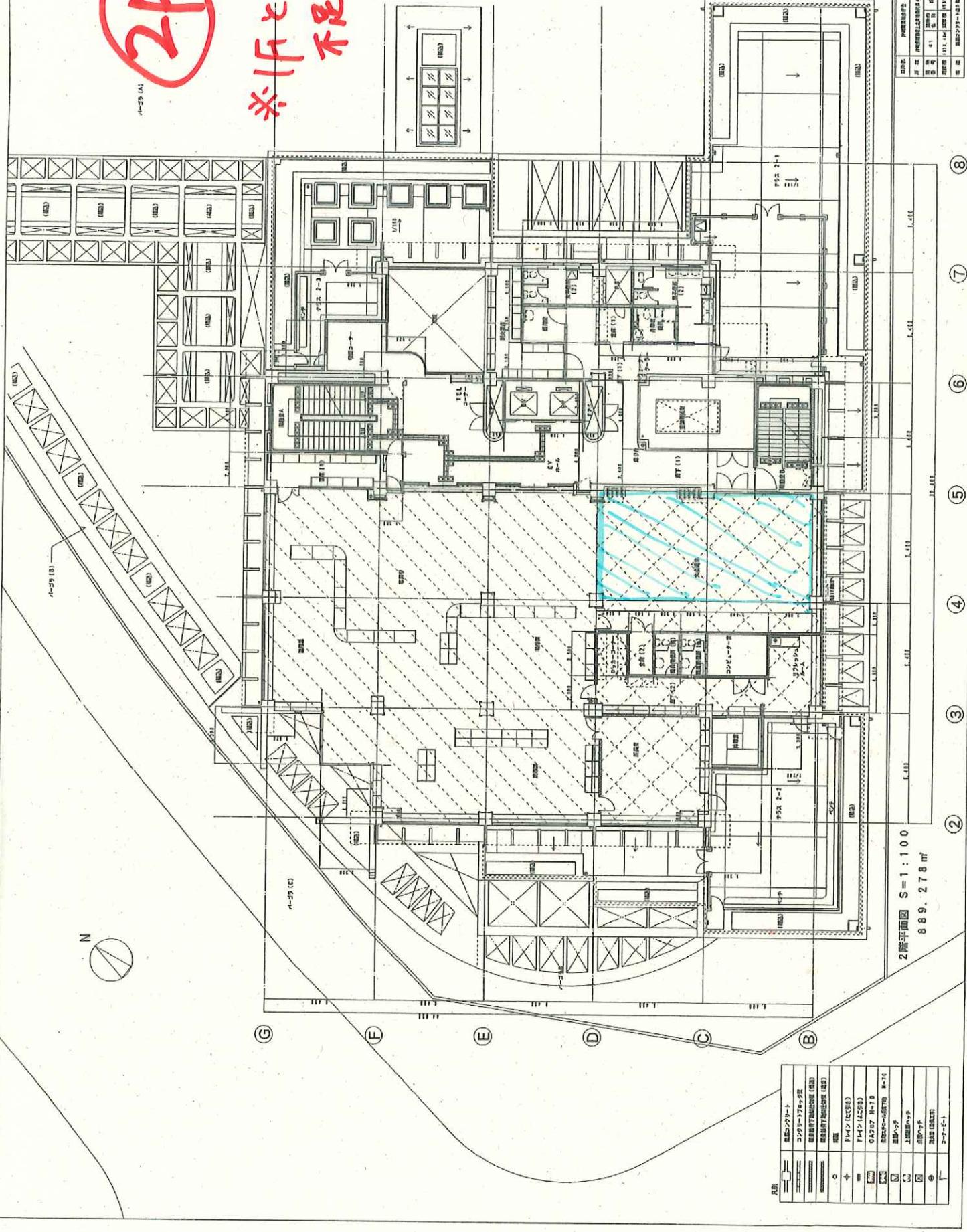
退避場所



2/3

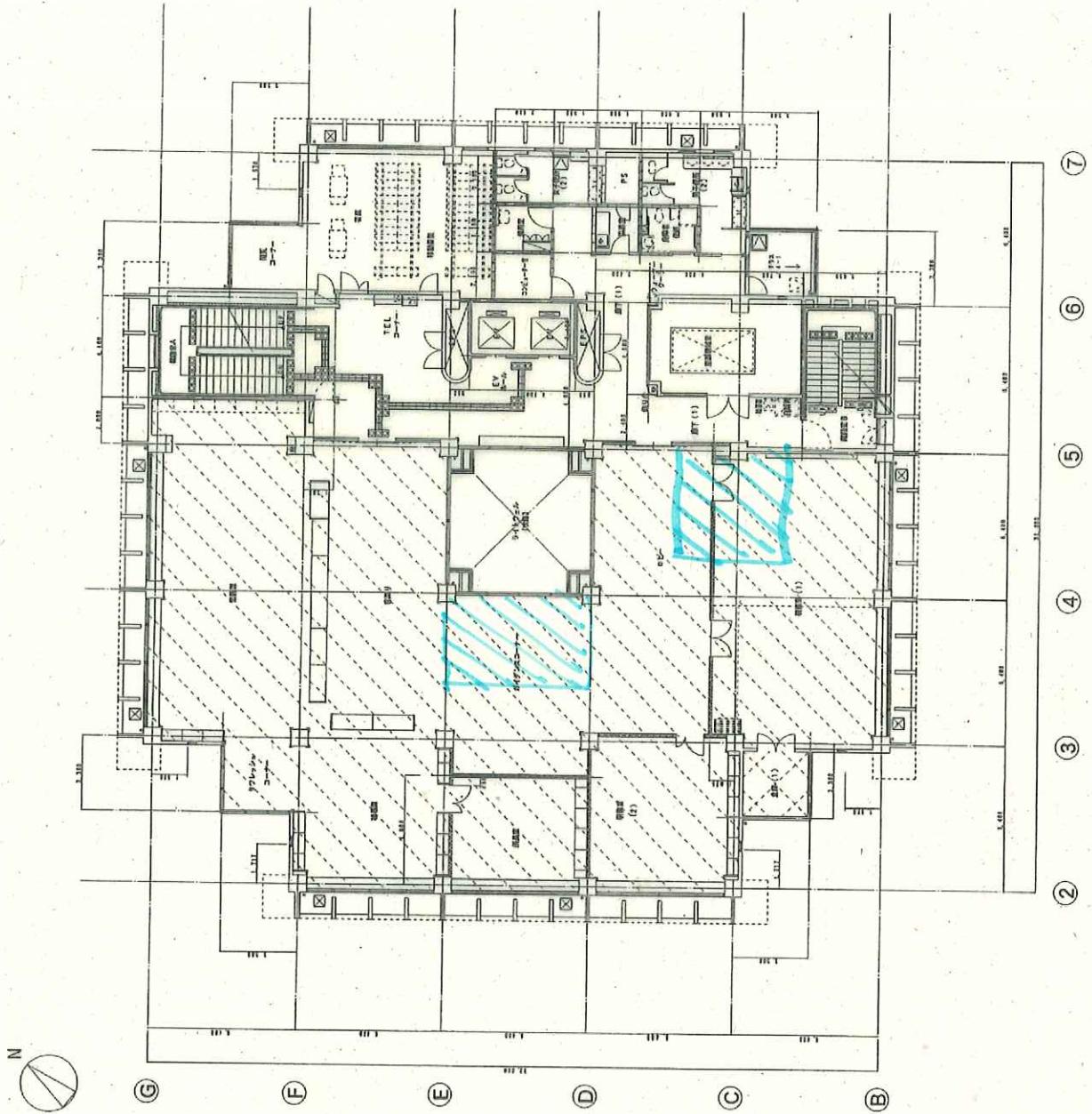
25

※1Fと4Fで不足する時



三

七



4階平面図 $S = 1 : 100$
884.962 m^2